

令和5年第4回

# 伊根町議会定例会会議録

令和5年12月15日（第2号）

伊根町議会

令和5年第4回（定例会）

## 伊根町議会 会議録（第2号）

|  |                            |                      |    |        |       |    |  |  |  |  |
|--|----------------------------|----------------------|----|--------|-------|----|--|--|--|--|
| 招集年月日  | 令和5年12月15日 金曜日             |                      |    |        |       |    |  |  |  |  |
| 招集場所   | 伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール |                      |    |        |       |    |  |  |  |  |
| 開閉の日時<br>及び宣告者                                     | 開会                         | 令和5年12月15日<br>9時30分  |    | 議長     | 佐戸仁志  |    |  |  |  |  |
|  | 閉会                         | 令和5年12月15日<br>10時43分 |    | 議長     | 佐戸仁志  |    |  |  |  |  |
| 応(不応)招<br>議員及び<br>出席並びに<br>欠席議員                    | 議席番号                       | 氏名                   | 出欠 | 議席番号   | 氏名    | 出欠 |  |  |  |  |
|  | 1                          | 上辻亨                  | ○  | 6      | 大谷功   | ○  |  |  |  |  |
|  | 2                          | 長谷川貴之                | ○  | 7      | 和田義清  | ○  |  |  |  |  |
|  | 3                          | 松山義宗                 | ○  | 8      | 濱野茂樹  | ○  |  |  |  |  |
|  | 4                          | 向井久仁子                | ○  | 9      | 佐戸仁志  | ○  |  |  |  |  |
|  | 5                          | 山根朝子                 | ○  |        |       |    |  |  |  |  |
| 地方自治法<br>第121条<br>の規定によ<br>り説明のた<br>め出席した<br>者の職氏名 | 職                          | 氏名                   | 出欠 | 職      | 氏名    | 出欠 |  |  |  |  |
|  | 町長                         | 吉本秀樹                 | ○  | 保健福祉課長 | 石野靖   | ○  |  |  |  |  |
|  | 副町長                        | 上山富夫                 | ○  | 地域整備課長 | 橋本利将  | ○  |  |  |  |  |
|  | 教育長                        | 岩佐好正                 | ○  | 教育次長   | 増井和彦  | ○  |  |  |  |  |
|  | 総務課長                       | 鍵良平                  | ○  | 会計管理者  | 中川雅貴  | ○  |  |  |  |  |
|  | 企画観光課長                     | 千賀和孝                 | ○  |        |       |    |  |  |  |  |
| 職務のため<br>出席した者<br>の職氏名                             | 住民生活課長                     | 森田連三                 | ○  |        |       |    |  |  |  |  |
|  | 議会事務局長                     | 倉正人                  | ○  | 嘱託職員   | 井上康子  | ○  |  |  |  |  |
| 会議録署名議員  | 3番                         | 松山 義宗                |    | 7番     | 和田 義清 |    |  |  |  |  |
| 議事日程   | 別紙のとおり                     |                      |    |        |       |    |  |  |  |  |
| 会議に付<br>した事件                                       | 別紙のとおり                     |                      |    |        |       |    |  |  |  |  |
| 会議の経過  | 別紙のとおり                     |                      |    |        |       |    |  |  |  |  |

# 令和5年 第4回 伊根町議会定例会

## 議事日程 (第2号)

令和5年12月15日 (金)

午前 9時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- |                    |       |
|--------------------|-------|
| ○ 有害鳥獣対策について       | 大谷 功  |
| ○ 加齢性難聴者に対する包括的支援を | 山根 朝子 |
| ○ 森林環境譲与税の有効活用について | 上辻 亨  |

日程第 3 議案第 97号 令和5年度伊根町一般会計第6回補正予算

日程第 4 議案第 98号 監査委員の選任について

日程第 5 意見書案第3号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書の提出について

日程第 6 議員派遣

日程第 7 閉会中の継続審査（調査）申出書

## 会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 有害鳥獣対策について 大谷 功
- 加齢性難聴者に対する包括的支援を 山根 朝子
- 森林環境譲与税の有効活用について 上辻 亨

日程第 3 議案第 97号 令和5年度伊根町一般会計第6回補正予算

日程第 4 議案第 98号 監査委員の選任について

日程第 5 意見書案第3号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書の提出について

日程第 6 議員派遣

日程第 7 閉会中の継続審査（調査）申出書

## 会議の経過

令和5年12月15日(金)  
午前9時30分 開議

### ◎ 開議の宣言

○議長(佐戸仁志君) 皆さん、お疲れさまです。

本日は令和5年最後の定例会であります。一般質問が3件と寂しく、議員は伊根町の発展のため毎回一般質問をしていただきたい。それが町会議員の務めであると私は思っております。年4回の一般質問で町行政をただしたり、新しいアイデアを町政発展のために行うものと私は思っております。17年間、私はそう思って送ってまいりました。次回3月議会は全員が一般質問を行うよう、よろしくお願ひします。本日も活発な質疑、よろしくお願ひします。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(佐戸仁志君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

3番、松山 議員

7番、和田 議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いしたいと思います。

### ◎ 日程第2 一般質問

○議長(佐戸仁志君) 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、有害鳥獣対策についてを通告議題とし、大谷議員の発言を許します。6番、大谷議員。

○6番(大谷 功君) 皆さん、おはようございます。

通告に基づき質問をさせていただきます。

野生鳥獣による被害、これは議員の皆さんも何度も質問をされておりまして、それだけ町民の希望も多いものというふうに思っておりますことと、新たな視点で野生鳥獣被害対策について質問させていただきたいというふうに思います。

それでは、野生鳥獣による農林業等における被害の拡大は直接生産量の減少を招くだけではなく、生産者の営農意欲を減退させ、また、農家の高齢化と相まって耕作を断念するなどの悪循環に陥って、集落の存続にも影響を及ぼす大きな課題となっていることはご承知のことであります。

被害額で見ますと、令和2年から4年度の平均でイノシシの被害面積196a、116万7,000円、猿の被害面積10a、8万6,000円、鹿の被害面積382a、185万5,000円となっておりますが、これは1年に1回の町民からの申出によるものもと思われ、実害はこれよりはるかに大きい数値であると思っておりますし、被害も現在では拡大していると考えています。

最近、猿、イノシシについては、伊根町、町民、獣友会による一体となった取組により被害防止のための捕獲と侵入防止策の整備、追い払い活動、併せて豚熱の被害拡大により生息数は減少し、被害も格段に少なくなりましたが、代わって鹿の生息が爆発的に増加をしてきました。

捕獲数から見ても、平成28年は有害捕獲と狩猟捕獲合わせてイノシシで533頭の捕獲、鹿で8頭の捕獲でしたが、令和4年度ではイノシシ29頭、鹿120頭と一目瞭然、イノシシが激減をし、鹿が増加をしています。

鹿による被害も山林の植林幼木の食害、成木の樹皮の剥皮被害から耕種農業ではソバの食害から水稻の食害、家庭の花木への食害と進み、さらに鹿と車の衝突による生活環境被害へと拡大をして

おり、農林漁業者だけではなく町民全てが鹿の被害に悩まされるようになってきました。

自動車との衝突事故は最近非常に多くなっています。その被害額もデータはありませんが、相当の額に及び農業被害額をも凌駕するのではないかと感じています。自動車との衝突事故は、イノシシの場合は体高が低いためにバンパーの被害が多くたものが、鹿による事故は体高が高いためラジエーター、エンジン系統まで被害が及ぶことや側面からの衝突もあり、一旦衝突すれば修理も高額となります。

そこで、これらの対策としては、設置後15年の耐用年数を経過した金網フェンスやワイヤーメッシュ柵と8年の耐用年数の経過をした電気柵が更新の時期を迎える集落が今後増えてきます。今後は、鹿対策を強化した部材の研究、今年度寺領に設置した大型捕獲おりの設置数の拡大、道路沿いに鹿注意の看板の設置が必要であります。また、町民ができることとしては、追い払いの徹底が効果的だと言われております。

鹿に、農地や人里は安全な場所ではない、人間は怖いと思わせることが重要であります。被害が深刻な場所だと、鹿は平然と人の前に現れます。道を車で走っていると鹿に遭遇をしますが、人慣れした鹿は全く車に驚きませんし、悠々と前を横切っていくような鹿が増えてきていますが、こういう、人間は怖くないと学習してしまった状態になると対策は難しくなります。まだ、人や車を見て逃げる鹿はたくさんいます。町民の積極的な追い払いも今、必要となっています。鹿対策の強化が必要と考えますが、伊根町の今後の対策について伺います。

○議長（佐戸仁志君）　吉本町長。

○町長（吉本秀樹君）　それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

有害鳥獣対策についてお答えをいたします。

大谷議員おっしゃるとおり、また、9月定例会での上辻議員さんからの一般質問でもお答えしましたとおり、近年鹿が急増していると当町としても認識しております。

自動車の運転中などでも鹿との遭遇は多く、公道沿いで鹿の死骸通報もよく受けております。

所管課からの聞き取りではございますが、宮津警察署管内の今年の動物による事故の件数は87件と伺っております。12月は聞き取り時点で未発生とのことですので、11か月で毎月8件程度の被害が出ている状況でございます。

特に多い月は10月と11月で、どちらも16件の発生、少ない月は2月から4月にかけて二、三件程度とのことでございます。この数値は発生した事故であり、通報を受けたものだけでございますので、事故には至らなかった危険な状況は他にも多々あると思われます。

町内の状況でございますが、1月から4月はゼロ件、5月に2件、6月と7月はゼロ件、8月が3件、9月に1件、10月が極端に多く6件、11月も4件、12月は今のところ未発生でございます。

このような状況でありますので、議員ご提案のとおり、町道での注意看板の設置を進めたく思います。また、京都府に対しても国府道での設置について要望をしてまいります。

今後の鹿対策でございますが、伊根町としては、従来からではございますが、猟友会による捕獲の取組、地域での柵の設置や追い払いが行われるよう今後も支援を継続していく方針でございます。また、今年度からは、大型おりによる捕獲を野村地区で試行している状況でございます。まだ、この成果については、まだ判明しておりませんのでちょっと置いておきますが、そういう状況でございます。

捕獲であれ、追い払いや防除であれ、手法は様々でありますが、効率的で有効なものとなると、これらを行う方々の能力も大きく影響すると考えております。本年計画をしておりました巻狩りについても経験が少なく危険であると京都府から指摘をされ、再検討となっております。

このため、柵を管理する方や狩猟者の方への能力向上への支援も必要と考えており、研修会の開催なども継続して進めてまいります。

また、捕獲については、猟友会頼りでございます。猟銃や免許の取得支援などをを行い、猟友会員の人材確保に努めているところでございますが、充足しているとはとても言い難く、また個々の猟友会の方々の状況も本業による時間的制約、高齢化や体力低下など様々な問題がございます。また、猟友会の方々だけでは困難となりつつある問題、例えば餌やりであったり運搬処分等々、こういつ

たこと、地域住民との協働などの施策を検討し、解決していく必要があるものと考えているところでございます。

また、くくりわなは技術的にも難易度が高く、そして、小まめな管理が大変であると伺っております。狩猟の方法においてもそれぞれに問題があると感じており、獵友会の皆さんと共に改善策について検討していきたいと考えております。

昨年度に比べ、イノシシも増加傾向が見られております。猿の個体数調整もなかなか達成しない状況ではありますが、今後も有害鳥獣対策の継続と改善工夫を進めていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 大谷議員。

○6番（大谷 功君） 道路沿いの看板等、早急に設置の方向で検討いただくということで大変ありがとうございます。

それから、鹿の捕獲ですが、今まででは小さいイノシシの捕獲おりを設置してやっておったわけですが、小さい捕獲おりでは効率が悪いというか何か所にも何か所にも設置をして、餌やりも度々行かんなんということで大変効率が悪いというふうに感じております。できれば大型の捕獲おりで、鹿は群れをなす生き物でございますので、一網打尽にできるということで、大型捕獲おりが効果があるというふうに私は思っております。ぜひとも伊根、朝妻、本庄、筒川4地区で捕獲おりを設置できるような体制を考えいただきたいと思いを述べまして質問を終わりたいと思います。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 道路沿いのよく出没する場所ですね、そういうところには危険看板、早急に検討させていただきたいなと思っておりますし、また、蒲入地区のほうからはトンネルの出口ですね、防犯街灯をつけてほしいということで、実際設置をいたしました、トンネルの出口に。そこでの事故は少なくなったんですけども、それからの直線においても、その道路沿いにある、おらんが、すぐに見えるように街灯をつけてほしいという区長会からの要望は来ておりまして、今それについても検討させていただいております。

大型おりにつきましては、現在、実証実験やっておりますので、その成果も十二分に鑑みまして対策は検討してまいります。

○議長（佐戸仁志君） 次に、加齢性難聴者に対する包括的支援を通告議題とし、山根議員の発言を許します。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に基づいて一般質問を行います。

昨年の9月議会で、加齢性難聴者に対する補聴器の購入費の助成制度の創設について、町長のお考えを伺いました。そのときの町長の答弁は、加齢性難聴者の実態は把握しておらず、難聴により補聴器が必要な人は障害者手帳の申請により購入費用の補助があるため、そちらを活用してほしい。また、補聴器の値段は数千円から数十万円と幅があり、購入費の助成をするにしても、どれほどの額を助成するのがいいのか調査が必要であるという内容の回答をいただきました。

2023年4月28日現在、18歳以上を対象とした補聴器購入費用の助成制度を実施している自治体は143自治体で、購入費用の助成額も1万円から13万7,000円と幅があります。その中でも2万円、3万円、5万円の補助を行っている自治体はそれぞれ30自治体ありました。

補助額については、補聴器を使用している人、購入を考えている人の状況を調べて検討していくことは必要だと思いますが、難聴が認知症の一因となると言われていることからも、その予防策の1つとして早急に取り組んでいただきたいと考えます。

今回補聴器購入費の助成にとどまらず、包括的な加齢性難聴者への支援についてお聞きするのは、加齢性難聴というのは補聴器をつければ、それで問題が解決するという単純なものではないということからです。加齢性難聴は早い人で40代から始まると言われています。60代後半では3人に1人、75歳以上では7割以上が難聴であるとも言われています。やはり町として聞きづらさがあるという人の実態を把握し、早期から聞こえの問題を抱える人に対してその時々の、また、個別な対応を行っていく必要があるのではないかと考えるからです。

加齢性難聴の場合、補聴器をつけることの大きな制限となっているのは補聴器をついていること

への他人の目というのもアンケートで上位に上がっている理由です。また、高価な補聴器は買えない。安い補聴器ではすぐに駄目になる。もう少し様子を見ようと考えているうち、難聴が進み、補聴器への対応能力が低下してしまうという事態もあります。安価な補聴器は電池交換などを頻繁に行わなければならなくなり、煩わしさから装着しなくなる人もいます。

このように加齢性難聴者と一くくりで捉えていては、個々人の持つ困難さやニーズに適切な支援は難しいと思います。加齢性難聴者への包括的な支援が必要であると思います。

昨年の9月議会での一般質問の町長の回答で、3年ごとに高齢者福祉の改定が行われる調査で、加齢性難聴者の状況も調査項目に入れられるかもしれませんとありました、それは実施できたのでしょうか。そして、3年ごとと言わず、後期高齢者健康診査の質問票の項目に難聴に関する項目を加えることはできないのでしょうか。

国保の被保険者が対象の特定健診は、メタボリック症候群の早期発見、対策のための健診で、調査項目は全国で統一されています。75歳以上が対象の後期高齢者健診はメタボ対策というよりは生活の質の確保、本人の残存能力をできるだけ落とさないようにすることが重要視されており、介護予防に生かしていく健診です。

2020年度から後期高齢者健診ではフレイルなど、後期高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握するための後期高齢者質問票が使用されています。フレイルとは、加齢によって身体と心の活動が低下した状態のことをいいますが、身体的フレイル、精神・心理的フレイル、そして、社会的な孤独、経済力の不足、ひきこもりといった社会的フレイルの3つが相互に影響し合って、発症、悪化すると言われています。

フレイルは適切な介入、支援により生活機能の維持、向上が期待できる状態でもあります。ゆえに、後期高齢者健診では3つのフレイルの状態を把握する必要があります。さらに、加齢性難聴を悪化させる原因として、糖尿病や高血圧、脂質異常や動脈硬化、喫煙、過度な飲酒、騒音などが挙げられます。つまり後期高齢者健診はフレイルの状態と生活習慣病の状態とを把握しなければならないということになります。

全国的には後期高齢者健診で聴力検査を実施している自治体はほとんどありませんが、東京都千代田区では60歳以上で聞こえづらさを自覚する人を対象に行っています。金沢市は2000年から65歳から74歳が対象で聴力検査を行っているようです。

また、補聴器の装着始めは、脳が多くの音情報を処理できず、うるさく聞こえてしまい、購入したはいいが装着しないという人も多いことが問題であると聞きます。つまり脳が補聴器に慣れるまでの相談や補聴器の調整など、サポートをしていくことが必要であるということです。

町長も前回の答弁で、購入したはいいが装着していない人もいる。そんな状況で購入費の補助をすることはいかがなものかともおっしゃっていました。確かに、せっかく補助をしたのに使用してもらえなければ意味がありません。しかし、難聴がある人にとって補聴器は欠かせないものであることは間違いないことに問題があれば、その問題を解決していくことこそが必要なのではないでしょうか。

そうなると、多方面からの関わりが求められます。町長がおっしゃるように、調査し、検討し、調整が必要であると思います。その上で加齢性難聴者が安心して地域や周りの人たちとの関係性を保ちながら、その人らしく暮らしていくための支援をどのようにしていくのか、町長の答弁を求めます。

○議長（佐戸仁志君）　吉本町長。

○町長（吉本秀樹君）　それでは、山根議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

山根議員さん、今までの一般質問と同様に、高齢者加齢難聴の方への補聴器購入の助成について言われるのかと思いましたが、そうではなかったようですね。

いや、補聴器の助成につきましても前回の9月に申しましたとおり、調査は進めております、助成どうしたらいいのか。言われるように、あちこちでやられているところはありますけれども、近隣では福知山さんもやられておりまして、その福知山さんのほうで聞きますと、そういう補助制度を設けているのに年間利用者が5件なんですね、福知山で、いわゆるその難聴者の皆さんのが補聴器をつけられればそれはいいんだけれども、難聴者の方が補聴器を買う、買わないは、その補助制度

があるからどうかという問題もあるかもわからないが、それ以外のところにも大きなものがあるんじゃないかなと思ったりもしております。

議員の今回の質問の趣旨は、加齢性難聴について高齢者福祉計画改定直前調査に調査項目を入れたのか。後期高齢者健康診査の質問票に難聴の項目を入れることはできるのか。聴覚検査を健診に入れることはできるのか。そして最後に、加齢性難聴者にどのように包括的支援を行うのか。その4点であろうかと思いますので、1点ずつ答弁をさせていただきます。

まず、1点目の高齢者福祉計画改定直前調査で調査項目を設けたか。答えは、設けておりません。

これにつきまして、令和4年9月定例会で同様の質問があり、そのときは「事前調査・計画策定は業者委託を予定しておりますので、議員が希望されます調査を盛り込むことは、国からの指針に基づき、また、受託業者と相談し検討したい」、そのように答弁させていただきました。

国からの指針にはそのような項目はございませんでした。また、受託業者は、全国的にこの調査を実施していたので他団体の状況を確認をしましたが、把握する限りではこういうことをやっているところはありませんと、そういう回答であったため、業者と協議の下、調査項目は設けておりません。

2点目の後期高齢者健康診査の質問票に難聴の項目を入れることはできるか。

健診をしている業者との協議は必要ではありますが、項目を追加することは可能であります。ただ、この質問票はA4用紙片面で、ふだんの生活を14項目で質問し「はい」か「いいえ」で回答いただくものです。内容を深掘りするものではないので、議員の希望されるものにはならないよう思います。

3点目の聴覚検査を健診に入れることはできるか。

答弁としては、できるになります。お金さえ出せばできますので、はい。しかし、町が実施しております集団での総合健診の特定健診に聴覚、聴力検査はありませんし、町内診療所で行う後期高齢の方を対象とした個別健診でも同様にございません。

特定健診は生活習慣病の予防に着目した健診で、後期高齢者健診は生活習慣病を軽症のうちに発見し、重症化を予防するもので、聴力検査は項目には含まれておりません。労働安全衛生法上の事業所健診とは異なりますので、必要な項目となっておりません。

これらを総合的に判断し、検査項目に含むかどうかは検討したいと考えます。

最後に、4点目の加齢性難聴者にどのように包括的支援を行なうかについてでございます。

その前段に、加齢性難聴者の実態把握、補聴器使用までの相談、調整・電池交換などのメンテナンスを必要と申されますが、私はそのような必要はないように思います。

何のために実態把握をするのか。相談は町でも聞きますし、より専門的な相談となれば与謝野町岩滝にあります与謝郡聴覚言語障害センターも対応してくれます。また、年1回ではありますが、社会福祉協議会が先ほどのセンターに依頼され「耳のこと何でも相談」を開催しております。補聴器に限っての相談、調整・メンテナンスは専門業者がすべきに思います。

その上で包括的な支援であります。本町は高齢化率も47%を超えております。何も耳に特化することなく、すべからくの高齢者の包括的支援を保健センター、地域包括支援センターで対応しております。社協のヘルパーさんや長寿苑、伊根在宅介護支援センターとも定期的に会議を持ち、情報を共有しております。訪問看護もしかりであります。身近な民生委員さんに相談され、つないでいただく方法もございます。福祉的な困り事は、あらゆる形で町に届き対応できているのではないかと考えます。これが、伊根町の小さな町ならではの形、体制にとらわれない強みではないかと思っております。

1つ事例を紹介しますと、令和4年1月に社会福祉協議会から依頼を受け、老人クラブ学習会を2日にわたり開催をいたしました。48人の参加がございました。内容は、聴覚言語障害センターの方に来ていただき、聞こえの仕組み、補聴器の効果、聞き間違いの例、聞こえないことから認知症の症状が進むこともあるといった講話をいただきました。

また、聞こえを補助する機械を扱う業者も参加され、集音器、耳元スピーカー、電話拡声器の紹介をいただいたところでございます。聞こえについて相談できるところが身近にあることを知っていただくよい機会にもなりましたし、早速、講話をいただいた方に相談される方もおられ、参加者

からは大変好評をいただきました。

議員のお知り合いに実際に困っている方、個別具体例があるようであれば、直接相談いただければ対応したいと考えますので、また、必要な学習会も開催したいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 山根議員。

○5番（山根朝子君） 答弁ありがとうございます。

この1月に、先ほどそのような学習会、取組が行われたというのはとてもよかったですなと思いますし、町長おっしゃるように、伊根町は縦割りではなくて本当に横のつながりもあって幅広くサポートはされているなというふうには思っています。

ただ、欧米での補聴器の使用率というのは難聴者の24.1%から41%，日本は14.1%という報告もありまして、やはり必要な人が補聴器を使っていない、使用できていないという状況があります。

2021年9月21日現在で、国に補聴器購入費の助成を求める意見書というのが出されていますが、180の自治体から出されているようです。やはり国がちゃんと国民の安心・安全の暮らしのために補聴器の助成を行うということは、私たち求めていきたいし、町としても、自治体としても国にその助成をしてくれというふうに求めていってほしいと思います。

ただ、やはり先ほどから何度も言っているように細かい調整というのが、やはり補聴器を装着するにはとても必要になります。

健診の質問票に加えることはできるけれども、スペースの面からも難しいし、深掘りはなかなかできないという答弁だったと思うんですけれども、やはりそういう家族が一番困っている状況もあると思うんです。その一番困っている家族が、でも、一番の難聴者の理解者になれるようにやはりサポートも必要かなと私は思っておりまして、家族への、難聴者への、ご家族のお父さん、おばあちゃんだと思いますけれども、その接し方へのアドバイスとか話し方の工夫とか、そういう啓発というのもこれからちょっと力を入れてやっていっていただけたらなというふうに思います。

包括的なサポートとなると、本当にいろいろな面で課題もあってとても大変だと思うんですけれども、やはりその難聴が認知症に影響するということは、もう皆さん周知の事実でありまして、伊根町もその認知症対策というのはオレンジプランとかもいろいろありますし、リボンもつけてやっていますけれども、やはりそこも難聴との関連というのはやはりしっかりと関連性というのを調査、把握して認知症対策にも生かしていただけるように努力していっていただきたいと思います。

重ねて要望いたしまして、一般質問を終わります。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、山根議員の一般質問を終わります。

最後に、森林環境譲与税の有効活用についてを通告議題とし、上辻議員の発言を許します。1番、上辻議員。

○1番（上辻 亨君） 皆さん、おはようございます。

今年最後的一般質問となりました。

それでは、通告書に基づきまして質問させていただきます。

これまで徴収されなかった森林環境税は、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と合わせて1人年額1,000円が徴収されます。その徴収の全額が国によって森林環境譲与税として都道府県、市町村へ譲与されます。森林環境譲与税の各自治体への配分は、私有林や人工林の面積に応じた配分が50%、人口に応じた配分が30%、林業従事者数に応じた配分が20%となっております。森林がなくても人口が多い自治体には多額の譲与税が配分されます。

当町は約80%、5,068haの森林であり、整備されていない森林や所有者や境界が分からぬ森林の増加、木材価格の低迷や林業従事者の不足などが深刻な課題となっております。また、森林を守ることは国土の保全や水源の保護、山を守る、山をきれいにすることで魚も増えると考えます。切って、使って、植える健全な森林整備、保全が再び息を吹き返すことが期待されます。

森林環境譲与税と従来の予算事業による既存施策の双方を推進することで、間伐、人材育成、担

い手確保、町内産木材の利用などの促進を図ることができるのではないでしょうか。

当町でも、令和元年度から基金として積み立てておられますが、基金を有効に活用するべく、次年度以降、予定されている新たな計画はないのでしょうか。

以上について町長の答弁を求めます。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

森林環境譲与税の有効活用についてお答えをいたします。

当町では、基金積立てのほか、毎年度森林環境譲与税を活用した事業を実施しております。

令和元年度では宮津地方森林組合への支援事業として、森林情報システム導入とG P S機能付きコンパス測量器購入に対し、1市2町により2分の1の助成を行いました。

令和2年度は、町の森林情報システムの更新費用に譲与税の一部を活用いたしました。

また、京都府の森林サポートセンターが立ち上げられたことから、森林経営管理制度の進め方についてサポートセンターと協議を行い、人工林の規模や施業のしやすさを考慮し、河来見地区にある34林班の一部において試行的に意向調査や境界明確化業務を実施することといたしました。

森林経営管理制度は、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理する制度でございます。その前段として、経営管理委託への意向調査、境界の明確化、集積計画の作成を行っていくこととなります。

令和3年度からは、河来見地区の意向調査、境界明確化の業務を進め、令和4年度に集積計画を作成いたしました。実績としましては、実施面積が人工林のほか天然林や府有林部分も含めた21ha、事業費は330万円でございました。

森林管理意向調査については、平成30年度の林野庁長官通知において、最長でも15年で対象森林の調査の完了を目指し、計画的に実施することとされており、議員のご質問である次年度以降の計画につきましては、今までの基金も充当し、森林管理意向調査を含めた森林経営管理を進めていく方針でございます。

しかし、伊根町の森林面積は5,096ha、私有林の人工林だけでも819haの面積がございます。さきに行った河来見地区の森林面積21ha、事業費330万円、これを参考として私有林人工林の面積で割り出したとしても、1億円以上の事業費が見込まれます。譲与税の配分が年間500万円と仮定しても譲与税のみの財源では20年を超える事業になろうかと考えます。

このため、優先順位を定め計画的に行う必要があることから、令和5年度では町内の森林状況調査を含めた実施計画の策定を行っております。次年度以降はこの計画に基づき、森林経営管理制度の取組を行ってまいります。

また、議員のご質問でも触れられました各市町村への配分割合につきましても、当町のように人口が少なく森林が占める割合が多い市町村については、譲与税の配分が森林面積に比して額が少なく、森林経営管理制度の取組など、そういうものが進まないことから、全国町村会を通じ、森林面積を重視した配分対応を求めているところでございます。

当たり前ですよね。東京のほうへ行きましたら、新宿区なんて林なんてありはしまへんわね。人口ばっかりし、人ばっかりし、どっとそこへ金が行くんです。そんなことはおかしい。これは全国町村会を通じて、そのことについては十二分に要望しております。

いずれにしましても、森林経営管理制度の取組を進めていくことにより、放置されていた森林が経済的に活用され、再造林の促進が進み、土砂災害等の発生低減が見込まれます。伊根町が従来から行っている森林経営計画に基づく町行造林事業や林業従事者の担い手増加につながる支援などと併せて、今後も林業の振興を図ってまいります。そのために、森林環境譲与税、有効に活用してまいります。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 上辻議員。

○1番（上辻 亨君） 答弁ありがとうございました。

東京のほうでは、たくさんの譲与税が行っておるということで、全国的にもこの譲与税が積立て

ばかりされていて使われていないというふうに新聞やいろいろな報道で聞いたことがあって、当町は500万円、年間あるということですが、先ほど大谷議員さんのはうから有害鳥獣のところでありましたが、森林組合の方からもちょっと聞いてはおるんですが、鹿が杉やヒノキの苗木を食べて歩いたり、杉やヒノキの皮を鹿が食べて、もう成木として売れないというような状況にもあるようあります。

そういうことも何とか考えていただいて、有効な活用をしていただきたいということを申し添えて、私の一般質問を終わります。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、上辺議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

### ◎ 日程第3 議案第97号

○議長（佐戸仁志君） 日程第3、議案第97号 令和5年度伊根町一般会計第6回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第97号 令和5年度伊根町一般会計第6回補正予算についてでございます。

1ページをお願いをいたします。

歳入歳出予算総額に4,150万8,000円を追加し、40億825万4,000円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いをいたします。

歳入です。

10款1項地方交付税1,174万3,000円の増額。

14款国庫支出金 2項国庫補助金2,976万5,000円の増額で、これにつきましては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

4ページ、5ページをお願いをいたします。

次に、歳出でございます。

2款総務費 1項総務管理費2,011万8,000円の増額で、消費下支えと町内産業支援のため地域振興券の追加発行を行うものでございます。

3款民生費 1項社会福祉費2,139万円の増額、これにつきましては低所得者世帯を支援するため、世帯当たり7万円の物価高騰対策重点支援給付金を計上したものでございます。

6、7ページをお願いをいたします。

第2表繰越明許費でございます。

ただいまご説明申し上げました地域振興券の有効期限を6か月確保するため、繰越しを行うものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 議案第97号 令和5年度伊根町一般会計第6回補正予算について説明（各担当課長説明記載省略）

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 物価高騰対策重点支援給付金事業についてお伺いいたします。

地域振興券発行事業においては職員手当中で時間外勤務手当は発生しない。ですが、こちらの物価高騰対策重点支援給付金事業については時間外手当が発生するという予算を組まれておりますが、事務的にかなりここまで時間外が増えるぐらい労力が発生するという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） 実際に超過勤務が発生するかどうかというのは、今のところはつきりとは申し上げられないんですが、給付事務が年明けに入ってくることが予想されます。当町の

場合、この給付事務を担っておりますのが税務係の職員でございます。確定申告等々、税務係のほうが非常に多忙になる時期に重なりますということもありまして、一定時間外勤務手当を計上させていただいたものでございます。

○議長（佐戸仁志君） 8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 税が多忙になるということは、1月入れば、それはもう当然のことだろうと思いますけれども、課内でうまく調整して、その後発生しない方法も検討すべきではないかと、予算執行に当たってはと思いますので、申し述べさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第97号 令和5年度伊根町一般会計第6回補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第4 議案第98号

○議長（佐戸仁志君） 日程第4、議案第98号 監査委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第98号 監査委員の選任についてでございます。

識見監査委員が令和6年1月13日に任期満了となることから、新たに森下繁之氏を識見監査委員に選任するため、議会の同意を求めるものでございます。

○議長（佐戸仁志君） 質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第98号 監査委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は同意することに決定しました。

#### ◎ 日程第5 意見書案第3号

○議長（佐戸仁志君） 日程第5、意見書案第3号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。松山議員。

○3番（松山義宗君） 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書について趣旨説明を行います。

2021年5月17日、最高裁判所は建設業従事者のアスベスト被害について、国の責任と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を言い渡しました。

同判決等を踏まえ、特定石綿被害建設業労働者等に対する給付金等の支給に関する法律が成立し、2022年1月から国の拠出による建設アスベスト被害者に対する給付金制度が開始されました。

給付金の内容は、医療費はもちろん療養費が手当として月10万3,870円、特別遺族弔慰金が、280万円などがあります。

ところが、労働者だけではなく住民にも深刻な被害を与えていましたことが明らかとなりました。2005年のクボタショックを契機に、労働者保険加入者は制度を適用すると休業補償のほか、遺

族補償年金を受けることができるため、同じ被害者であっても住民や一人親方、それと労働者ということでは格差が生じてまいります。

中皮腫の死者数は1955年の500人から2020年、1,605人と3倍に増えております。また、給付金の支援対象者は中皮腫、肺がん、石綿肺など限定されております。良性石綿胸水、あるいは喉頭がん、卵巣がんなどは、いずれの制度でも対象とされておりません。加えて、アスベスト建材製造企業による補償の在り方も定められていないという現状がございます。いわゆる給付支援について隙間が生じております。

この意見書は、格差のない、隙間のない救済制度拡充とアスベスト調査や除去費用の拡充、そして、違反行為への監視強化を求めるものです。

議員各位の賛同を求めるものであります。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから意見書案第3号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎ 日程第6 議員派遣

○議長（佐戸仁志君） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。本件については、会議規則第125条の規定により、お手元に配付のとおり議員の派遣をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、記載のとおり派遣することに決定しました。

### ◎ 日程第7 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（佐戸仁志君） 日程第7、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

### ◎ 閉　　会

○議長（佐戸仁志君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第4回伊根町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

上程された案件を議了し、無事閉会の運びとなりました。議員各位並びに執行部の皆様には議会

運営に格別なるご協力を賜り、心からお礼を申し上げます。

また、間もなく迎える新たな年におきましても、議員各位、町長部局の皆様と力を合わせ、伊根町の発展に向けて取り組んでいかなければと思っております。

さて、吉本町長をはじめ幹部職員の皆さん、本年もあと僅かとなりました。年末年始、何かとご多忙のことと存じますが、ご自愛いただきまして、町政の積極的推進にご尽力をお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

皆様、本年もご苦労さまでした。

閉会 10時34分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議會議長

署名議員

署名議員